

川内原発1、2号機の運転差止仮処分を求める住民らの抗告を棄却した福岡高等裁判所宮崎支部の不当決定に抗議する声明

1 2016年4月6日、福岡高等裁判所宮崎支部（西川知一郎裁判長）は、九州電力川内原発1、2号機の運転差止仮処分を求める住民らの即時抗告を棄却する不当な決定（以下「本決定」という。）を行った。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この不当決定に強く抗議する。

2 本決定は、原発が確保すべき安全性について、「我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかはない。」と述べ、「本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する原子炉施設の安全性についての社会通念が反映しているということができ」、結論として、「新規制基準の定めが不合理であるということはず」、**「新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということもできない」**などとし、即時抗告を棄却した。

3 しかし、原発の安全性の判断基準を社会通念などというあいまいなものに求めることは司法の責任放棄であり、福島第一原発事故という現実から目を背ける不当な判断である。しかも、その社会通念の解釈は、まったくもって不可解というほかない。すなわち、福島第一原発事故は、我々国民に、原発事故がもたらす被害がいかに甚大であるかを存分に知らしめたはずである。事故から5年が経過した現在でも、事故の原因は未解明であり、汚染水は増加の一途である。また、未だ10万人近くの福島の人々が避難を余儀なくされており、被害は収束するどころか、むしろ時を経て被害は一層深刻になっているとさえいえる状況である。

そうだとすると、現時点における原発の安全性に関する社会通念は、福島第一原発事故の被害を直視し、原子炉施設は二度とこのような事故を起こさない安全性を備えるべきだという点にあることは明白である。本決定は、災害の危険性を「無視し得る」とし、こうした社会通念から大きくかけ離れたものとなっている。

4 さらに、本決定が示した新規制基準は不合理ではないとの解釈は法令に違反していると言わざるを得ない。すなわち、原子力基本法は、「前項の（原子力利用）の安全確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するこ

とを目的として、行うものとしている。」(2条2項)。そうだとすれば、原子力利用の安全確保は、確立した国際的な基準に基づき行われなければならないことになる。

そして、国際原子力機関（IAEA）では、原子力の安全確保のために深層防護（Defense-in-Depth）という基準を定立している。すなわち、①異常の発生を防止する、②異常が発生しても、その拡大を防止する、③異常が拡大しても、その影響を緩和し過酷事故に至らせない、④異常が緩和できず、過酷事故に至っても、対応できるようにする、⑤異常に対応できなくても、人を守るという深層防護（これら①から⑤が独立して求められている。）の基準こそが、国際的な原子力の安全確保のための基準なのである。

そもそも、新規制基準には避難計画は入っておらず、深層防護の基準からすれば合理性が認められる余地はない。しかし、本決定は、その点を問題視することなく、自治体が策定した避難計画について、「当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施設が安全性に欠ける」とはいえないとの判断を示した。これは、国際的な基準である深層防護（⑤）に明らかに反する判断である。

上記の深層防護という国際的基準に照らせば、むしろ、高浜原発3・4号機の運転差止めを認めた2015年4月14日の福井地裁決定や2016年3月9日の大津地裁決定が示したとおり、「新規制基準は緩やかに過ぎ、原発の安全性を担保するものとしては不十分である」という以外の結論はありえないのである。

- 5 本決定は、社会通念という曖昧な概念を媒介させながらも、結局は、「新規制基準には合理性がある」との結論ありきで、基準に適合した原発は動かしてもよいとの形式的判断に基づき川内原発の稼働を容認したものにすぎない。

形式的な判断に終始し、川内原発の危険性の実質的判断を回避した本決定は、原発が我が国に壊滅的な被害をもたらす危険性を内在するという事実から目を背け、住民の生命、身体の安全をないがしろにするものとの非難を免れない。また、本決定は、人権擁護の砦となるべき司法の責務を放棄して政府の原発推進政策に追従するものであって、新たな原発安全神話の創設に積極的に加担するものと言わざるを得ない。

- 6 自由法曹団は、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視することなく、住民の生命、身体の安全を無視した本決定に対し強く抗議する。

2016年4月7日

自由法曹団 団長 荒井新二